今回は比較的頻繁にお問い合わせいただくのですが、なぜか取り上げていないテーマを選んでみました

労務協会からのお知らせ

6 月支給分の計算が済みましたら、給料の報告をお願いします。

社会保険「算定基礎届」の時期が近づいてまいりました。算定基礎届により、9月から翌年8月までの 社会保険料が決まります。届出期限は7月10日です。4・5・6月支給の給与について届出をしますので、 6 月支給分の給与計算が済みましたら、FAX 等で報告をお願いします。出勤日数・休日出勤日数・欠勤 日数(月給者)などの勤怠状況も分かりやすく表示してください。労務協会では短期間に大量の処理を 行ないますのでご協力をお願いします。(FAX:054-347-5274)

退職後の医療保険について

- 3つの選択肢があります。
 - (1) 配偶者・親・子など家族の健康保険の被扶養者になる
 - (2) 現在加入している健康保険の任意継続被保険者になる
 - (3) 市区町村の国民健康保険の被保険者になる
 - (1) 配偶者・親・子など家族の健康保険の被扶養者になる
- **①加入できる人**:退職後の収入等の要件がありますので、これをクリアしないと被扶養者にはなれませ
- 収入要件:退職後年収130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)
- この年収には、退職後受ける失業保険や傷病手当金なども含まれます。失業保険の場合、日額3,562円 (60歳以上または障害者は4,931円)以上受ける場合は、受けている間は被扶養者にはなれません。
- ②保険料負担:本人の保険料負担がありませんので、一番の得策と言えます。
- **③加入手続は**:被保険者の働く職場で被扶養者届を提出します。

(2) 現在加入している健康保険の任意継続被保険者になる

- ①加入できる人:退職日まで2ヶ月以上被保険者であった期間があれば、最長2年間任意継続被保険者 となることができます。在職中の被扶養者も今までと同様被扶養者となれます。
- ②保険料負担:在職中の被保険者負担分の2倍ですが、上限(政府管掌健康保険の場合22,960円(介 護保険該当者は26,124円)があります。
- ③加入手続は:退職の翌日から 20 日以内に住所地の社会保険事務所(健保組合加入者は健保組合)に 申込みをします。手続きできる期間が短めなので、注意が必要です。
- ※平成19年4月より、任意継続被保険者への傷病手当金・出産手当金の制度はなくなりました。

(3) 市区町村の国民健康保険の被保険者になる

- ①加入できる人:誰でも加入できます。
- ②保険料負担:国民健康保険料は、前年度所得・被保険者数(保険に入る人数)・保有資産などで決め られます。また、保険料納期も年12回ではなく10回と健康保険とは違います。
- 具体的な保険料は、市町村の国民健康保険窓口で試算してもらってください。
- ③加入手続は:以下を持参して、市町村の国民健康保険窓口で手続きしてください。
 - · 健康保険喪失連絡票
 - 年余手帳
 - ・国民健康保険証(すでに他の家族が国民健康保険に加入している場合)

一般的に、退職前の収入が多い場合、扶養家族が多い場合は任意継続の保険料の方が安くなります。 世帯単位での保険料を実際に試算し、比較してどちらに加入するか決めると良いでしょう。

(編集後記)前回の『お知らせ』冒頭で「記録をつける習慣」の有効性について触れましたが、最近イ ンターネットのサービスで「ライフログサービス(Life Log Service、ミニブログと呼ぶこともありま す)」と呼ばれる,日々の様々な出来事を簡単に記録するサービスが流行りつつあります。自分だけでな く他人の記録を見ることも出来、妙に新鮮だったり共感できたりします。お試しあれ。(一ノ宮 俊人)

www.roumukyoukai.com

中小企業福祉労務協会 054-345-1056